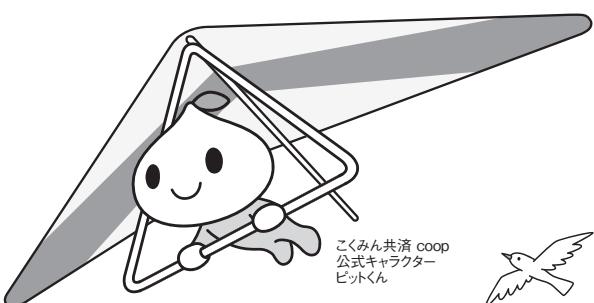




住まいの共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済



ごくみん共済 coop
公式キャラクター
ピットくん



ピットネネ

ピットママ

大切な住宅と家財を、

予期せぬ火災・自然災害から守る

住まいの保障

火災や落雷などによる
損害を保障

火災共済

風水害や地震などの
自然災害による損害を保障

自然災害共済

風水害や地震に備えるなら

火災共済 + 自然災害共済 の

セット加入がおすすめです。

※自然災害共済単独でのご加入はできません。

⚠ ご加入にあたっては、「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ず
ご確認ください。



たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会

COOP

住まいの共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

安心の ポイント

住宅の70%以上の
焼破損割合で全焼損扱い

火災共済は、火災などによる住宅の損害の程度(焼破損割合)が、70%以上で全焼損扱いとなり、契約共済金額の全額をお支払いします。

家財のみでも
加入できます

火災共済+自然災害共済は家財のみでも加入できますので、住宅ローンなどで住宅保障のみを用意されている方や賃貸住宅にお住まいの方にもご利用いただけます。

古い住宅や家財でも
「再取得価額」で保障

火災共済は、火災などによる被害に対して、築年数や使用年数などにかかわらず、同程度の住宅・家財を新たに購入・修理するために必要な金額*(再取得価額)で保障します。 *ごくみん共済 coop が定めた標準的な価額

もしものときも
安心です

住宅・家財損害の事故受付は、365日・24時間対応で受け付けています。

+ さらに、ニーズにあわせて特約をプラスできます。

類焼損害保障特約

盗難保障特約

個人賠償責任共済

借家人賠償責任特約

1 保障プランについて

○：保障されます △：保障額が少なくなります ✕：保障されません

火災共済

火災共済
+
自然災害共済火災共済
+
自然災害共済
風水害保障なしタイプ※
(マンション構造専用プラン)

火災などのとき	火災共済	火災共済 + 自然災害共済	火災共済 + 自然災害共済 風水害保障なしタイプ※ (マンション構造専用プラン)
火災 落雷 破裂・爆発 消火作業による冠水・破壊 突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上) 他人の車両の飛び込み 他人の住居からの水ぬれ 建物外部からの物体の落下・飛来	○	○	○
風水害などのとき 暴風雨 突風・旋風(竜巻含む) 洪水 豪雨・長雨 台風 高波・高潮 雪崩 降雪 降ひょう 上記による地すべりもしくは土砂崩れ	△	○	✗
地震などのとき 地震による損壊・火災 噴火による損壊・火災 津波による損壊	✗	○	○

※「風水害保障なしタイプ」とは風水害リスクの低いマンション等(建物構造区分が「マンション構造」)のために風水害保障を不担保にした掛金がお手頃な保障です。

2 加入できる住宅・家財について

詳細は、後記「ご契約のてびき」の「住まいの共済」「●共済商品のしくみ」「■火災共済 2.保障の対象とすることのできる住宅・家財」をご確認ください。

住宅 加入できる住宅は以下のとおりです。

●共済契約関係者*が所有し、人が居住する日本国内の住宅。

*共有持分の場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

*法人名義の住宅や、空家、別荘等の人が居住していない住宅は、加入できません。

*事務所・店舗併用住宅、建築中の建物、民泊物件等については、後記「ご契約のてびき」をご確認ください。

家財 加入できる家財は以下のとおりです。

●共済契約関係者*が居住する日本国内の住宅に収容される、共済契約関係者が所有する家財。

*以下についてはご契約の対象となりません。

・通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など。

・空家、別荘等の人が居住していない住宅内の家財。営業用の商品、器具備品・設備など。

*貸家の場合は家財に加入できません。

*共済契約関係者…契約者およびその人と生計を一にする親族

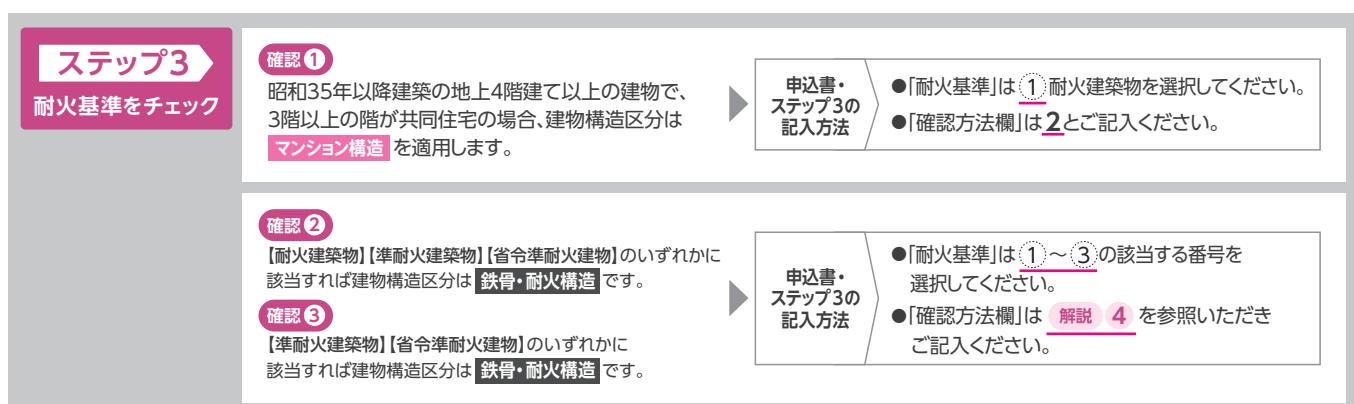
「建物の形態」と「柱の材質」でチェック 建物構造区分確認ガイド

掛金は住宅の構造(建物構造区分)によって変わりますので、
以下の【ステップ1】と【ステップ2】をご覧いただき
「建物構造区分」をご確認ください。

(柱の材質が木質などの方、共同住宅で鉄骨造にお住まいの方は【ステップ3】をご確認ください)

●ホームページでもカンタンに
建物の構造を確認できます。

ごくみん共済 coop 建物構造区分確認ガイド



解説 建物構造区分確認について

1 「二世帯住宅」の建物形態

▶ 建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来ができる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。

2 柱が見えない場合の材質の確認方法

▶ 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。

●柱の材質について

木質など

鉄骨造・コンクリート造以外
※柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含みます。



鉄骨造

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。



コンクリート造

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリートで造った建物をいいます。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造(鉄補強材含む)・れんが造・石造もコンクリート造となります。



3 鉄骨と木の柱が混在している場合

▶ 「木質など」に該当します(ただし、付け柱・飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

4 耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物に該当するかどうかご不明な場合

▶ 次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の「確認方法」欄に該当する番号をご記入ください。

「確認方法」欄に記入する番号

ごくみん共済 coop のホームページで耐火基準コードを確認
※確認した4桁の数字を申込書・ステップ3の「耐火基準コード」欄に記入してください。

4

建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などで確認
※申込時に「建築確認申請書」「仕様書や設計書等」「保険証券」などの写しが必要です。

1

「耐火基準申請書」(当会所定の書類)を施工者等に記入いただき申込書と一緒に当会へ提出ください。
※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードできます。

3

ご不明な場合は、当会までお問い合わせください。

「住宅」と「家財」を守る

火災共済

の保障内容

火災共済は、「火災の保障」をメインにした共済です。
地震や台風などの風水害への備えは自然災害共済にご加入ください。

実際にお支払いする共済金の額は、
損害・被害の程度、加入口数によって
異なります。

■火災等共済金 火災などのとき

共済期間中に以下の支払事由により損害が生じたとき。



最高保障額
6,000万円

(住宅400口・家財200口加入の場合)
+ 臨時費用共済金*
火災等共済金の15% (200万円限度)

〈支払事由〉

- 火災 ●落雷 ●破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上)
- 他の人の住居からの水ぬれ
- 消火作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

■風水害等共済金★ 風水害などのとき

共済期間中に以下の支払事由により損害が生じたとき。



最高保障額
300万円

(住宅400口・家財200口加入の場合)
+ 臨時費用共済金**
風水害等共済金の15%

〈支払事由〉

- 暴風雨 ●突風・旋風(竜巻含む)
- 台風
- 高波・高潮
- 洪水 ●豪雨・長雨
- 雪崩 ●降雪
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ
- 降ひょう

*臨時費用共済金…「火災等共済金」または「風水害等共済金」が支払われる場合に、罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

その他にも保障される内容

■持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の契約共済金額の20%

※持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

■住宅災害死亡共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 (1人につき1口あたり5,000円)

■失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

■修理費用共済金★ (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、契約共済金額の20%

■バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円 または、住宅の契約共済金額

※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと (例) バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

■水道管凍結修理費用共済金 (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき(パッキングのみの損壊除く)。	10万円

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

■付属建物等風水害共済金★ (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

被害内容	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (1世帯あたり)

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

※ご契約内容によって支払対象外となる場合があります。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

⚠ ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したもので、詳しくは「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。



火災共済にプラス! 自然災害に備える 自然災害共済 の保障内容

大型タイプ **標準タイプ** のいずれかをお選びください。
※火災共済と異なる口数や自然災害共済単独でのご加入はできません。

実際にお支払いする共済金の額は、
損傷・被害の程度、加入口数によって
異なります。

■ 風水害等共済金★ 風水害などのとき

共済期間中に以下の支払事由により損害が生じたとき。



大型タイプ

最高保障額 **4,200万円**

標準タイプ

最高保障額 **3,000万円**

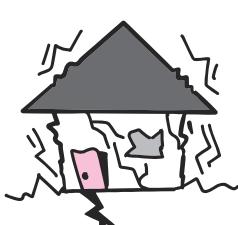
(住宅400口・家財200口加入の場合)

〈支払事由〉

- 暴風雨 ● 突風・旋風(竜巻含む) ● 洪水 ● 豪雨・長雨
- 台風 ● 高波・高潮 ● 雪崩 ● 降雪 ● 降ひょう
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ

■ 地震等共済金 地震などのとき

共済期間中に以下の支払事由により損害が生じたとき。



大型タイプ

最高保障額 **1,800万円**

標準タイプ

最高保障額 **1,200万円**

(住宅400口・家財200口加入の場合)

〈支払事由〉

- 地震による損壊
- 噴火による損壊
- 地震による火災
- 噴火による火災
- 津波による損壊

その他にも保障される内容

■ 盗難共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額
通貨 (1万円以上)	20万円 または、家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
預貯金証書	200万円 または、家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
持ち出し家財	100万円 または、 家財の契約共済金額の20% (いずれか少ない額)

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。

- ・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
- ・預貯金が口座から引き出されていたこと。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

■ 傷害費用共済金*

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	1事故1名につき 最高600万円 (1口あたり最高10,000円)

※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■ 付属建物等特別共済金★

(**大型タイプ**)の住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり3万円
地震等による損害額が20万円を超える場合	

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

■ 地震等特別共済金 (加入口数が20口以上の場合のみ対象)

損害の程度	支払額
住宅の損害額が20万円を超え 100万円以下の場合	大型タイプ 1世帯あたり 4.5万円
	標準タイプ 1世帯あたり 3万円



*★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

⚠ ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したもので、詳しくは「ご契約のびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

共済金額

被害・損害の程度によってお支払額が決まります。

詳しくは、後記「ご契約のてびき」の「住まいの共済」「●共済金のお支払いなどについて」をご確認ください。



火災共済

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金*
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の 15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした 再取得価額	+

*臨時費用共済金…罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

風水害などのとき



火災共済

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額 (1世帯あたり)*1	臨時費用 共済金*2*	
全壊・流失	70%以上	30,000円	300万円	お支払いする 共済金の 15%	
半 壊	損住 率の 50%以上70%未満	15,000円	150万円		
	30%以上50%未満				
	20%以上30%未満				
	100万円を超える	4,000円	40万円		
一部 壊	50万円を超える100万円以下	2,000円	20万円	+ 15%	
	20万円を超える50万円以下	1,000円	10万円		
	10万円を超える20万円以下	500円	5万円		
	150cm以上	15,000円	150万円		
床上浸水	100cm以上150cm未満	10,000円	100万円		
	70cm以上100cm未満	7,000円	70万円		
	40cm以上70cm未満	5,000円	50万円		
	40cm未満	3,000円	30万円		
50%床 未満の 床上の 面	100cm以上	3,000円	30万円	+ 15%	
	100cm未満	1,000円	10万円		

*1 火災共済において、住宅・家財いずれかのみの契約の場合、支払限度額は上の表の半額となります。

*2 臨時費用共済金…罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です(火災共済のみ)。

自然災害共済

大型タイプ 標準タイプ

1口あたりの 共済金	支払限度額	1口あたりの 共済金	支払限度額
70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
14,000円	840万円	10,000円	600万円
7,000円	100万円	5,000円	100万円
2,800円	50万円	2,000円	50万円
1,400円	20万円	1,000円	20万円
35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
14,000円	840万円	10,000円	600万円
7,000円	420万円	5,000円	300万円
7,000円	420万円	5,000円	300万円
2,100円	126万円	1,500円	90万円

地震などのとき



大型タイプ

自然災害共済

標準タイプ

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊・ 大規模半焼	50~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半壊・半焼	20~50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別共済金

大型タイプ

自然災害共済

標準タイプ

被害の程度	支払額	支払額
住宅の損害額が20万円を超える 100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円	1世帯あたり 3万円

地震等災害見舞金について

地震等による損害を受け、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。
※貸家契約、空家契約は対象なりません。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

⚠ ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したもので、詳しくは「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。



プラスすれば安心がさらに広がります 特約 の保障内容

近隣への延焼による損害を保障！

類焼損害保障特約 • 火災共済に30口以上 加入している場合にセットできます。



類焼損害共済金

支払事由

支払限度額

住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害

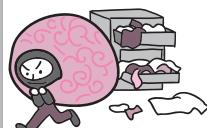
1億円

おすすめポイント

重過失の場合を除き、他人宅への類焼は損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

万一の盗難にも安心の備え！

盗難保障特約 • 火災共済のみの加入で家財契約に30口以上 加入している場合にセットできます。



盗難共済金

支払事由

支払限度額

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

300万円

※火災共済の住宅契約のみに加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することができません。

おすすめポイント

侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	300万円
通貨(1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

※上記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。

※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしましたこと。

・預貯金が引き出されていたこと。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内や、盗難にあうことをいいます。

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて！

個人賠償責任共済 • 火災共済に30口以上 加入している場合に

損害賠償共済金・賠償費用共済金★

セッテできます。



支払事由

支払限度額

日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合

3億円

(1)日常生活における偶然な事故
(2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故

1つの契約で、ご家族も保障の対象となります。詳しくは、後記「ご契約のてびき」の個人賠償責任共済をご確認ください。

対人臨時費用

死亡させたとき10万円・10日以上入院させたとき2万円・謝罪等をしたとき3,000円

※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。

※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。



※新規(または更新)契約発効日が2023年6月1日以降の契約の保障内容です。新規(または更新)契約発効日が2023年5月31日までの契約の場合、保障内容が一部異なります。詳しくは、後記「ご契約のてびき」末尾にある【個人賠償責任共済の契約発効日が2023年5月31日までの契約の場合】をご確認ください。

賃貸住宅専用 大家さんに対する賠償保障！

借家人賠償責任特約 • 火災共済の家財契約に30口以上 加入している場合にセットできます。

損害賠償共済金・賠償費用共済金★



支払事由

支払限度額

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合

4,000万円
(400口加入の場合)

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいつ水による水ぬれをいいます。

※借用住宅とは、借用建物のうち保障の対象である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

おすすめポイント

賃貸住宅には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、貸主(家主)への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

★賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

- 例 ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など
- ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ③示談交渉に要した費用

⚠ ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したもので、詳しくは「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

住宅・家財の必要保障額と掛金の計算

I→II

I 必要保障額の計算

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額

〈持ち家・貸家〉

1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、保障の対象である建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含めません。

あ
坪
 $\text{坪数} = \text{m}^2 \div 3.3$
※坪数小数点以下切り上げ

2 1坪あたりの加入基準を確認します。

ご契約(保障の対象)物件所在地の1坪あたりの加入基準を下表を参照し、**い**に記入してください。

い
万円
住宅の加入基準は、住宅の所在地と住宅構造によって異なります。
(前記「建物構造区分確認ガイド」参照)

〈住宅の加入基準〉

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円(8口)
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円(7口)
	その他の道県	60万円(6口)
	マ鉄 シ・ ヨ耐 ン火 構構造	90万円(9口)
マ ジ ン骨 シ ヨ耐 ン火 構構造	東京、神奈川	80万円(8口)
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	70万円(7口)
	その他の道県	

3 住宅の必要保障額を計算します。

住宅の延床面積 住宅の加入基準 住宅の必要保障額
あ
坪
 \times
い
万円
ア
万円

⚠ 他の共済(保険)契約のある方は、その契約金額を差し引いた額で加入してください。

住宅の必要保障額 他共済(保険)契約額 加入可能額
ア
万円
イ
万円
イ
万円

他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い

⚠ こくみん共済 coop の火災共済(特約含む)、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額を超えるときは、合計支払金額が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

借家人賠償責任特約の保障額

〈賃貸住宅〉

右表を参照し、希望する保障額を決めます。

※特約のみの加入はできません。

火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。

※右表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合もあります。借用戸室の延床面積を問わず500万円(50口)~4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

家財の必要保障額

〈持ち家・賃貸住宅〉

1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、保障の対象である家財を収容する建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含めません。

あ
坪
 $\text{坪数} = \text{m}^2 \div 3.3$
※坪数小数点以下切り上げ

2 世帯主の年齢・同居家族数を確認します。

う
歳
え
人
世帯主年齢 同居家族数

3 家財の加入基準(必要保障額)を確認します。

家財の加入基準(必要保障額)をあうえを基に下表を参考し、**ウ**に記入してください。

(家財の加入基準)

あ 住宅 延床面積	う 世帯主 年齢	え 同居家族数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10 坪 以 上	30 歳 未 滿	500 万円 (50口)	900 万円 (90口)	1,000 万円 (100口)	1,100 万円 (110口)	1,200 万円 (120口)
	40 歳 未 滿	600 万円 (60口)	1,300 万円 (130口)	1,400 万円 (140口)	1,500 万円 (150口)	1,600 万円 (160口)
	40 歳 以 上	700 万円 (70口)	1,800 万円 (180口)	1,900 万円 (190口)	2,000 万円 (200口)	2,000 万円 (200口)
10坪未満						上記の額、または700万円(70口)の いずれか少ない額

*同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

家財の必要保障額

ウ
万円
家財の加入基準は、住宅の延床面積・世帯主の年齢・同居家族数によって異なります。

⚠ 他の共済(保険)契約のある方は、その契約金額を差し引いた額で加入してください。

家財の必要保障額 他共済(保険)契約額 加入可能額

ウ
万円
イ
万円
エ
万円

保障額の目安を参考に希望する保障額を記入してください。

希望する保障額

オ
万円

III 掛金の計算

掛金は、「加入口数」×「1口あたりの月払掛金」で計算します。

1口=保障額10万円(火災共済)

1 前ページで算出した必要保障額または加入可能額を口数に換算します。

住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。加入できるのは、住宅400口・家財200口までです。



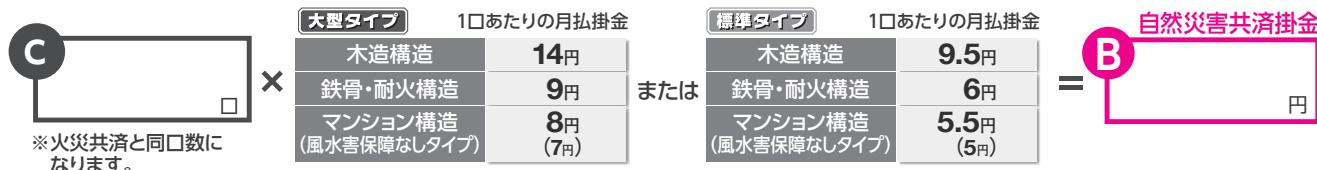
2 火災共済・自然災害共済の掛金を計算します。

ご契約(保障の対象)物件の建物構造区分によって掛金が異なります。(前記「建物構造区分確認ガイド」参照)



A 火災共済掛金
= □ 円

自然災害共済の掛金額 大型タイプ 標準タイプ のいずれかをお選びください。なお、自然災害共済単独での加入はできず、必ず火災共済の加入(火災共済と自然災害共済は同口数)が必要です。



B 自然災害共済掛金
= □ 円

3 特約に加入する方はそれぞれ掛金を計算します。

類焼損害保障特約の掛金額

火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

類焼損害保障特約 月払掛金 **200円**

類焼損害保障特約掛金

C □ 円

盗難保障特約の掛金額

火災共済のみの加入で、家財契約に30口以上加入している場合にセットできます。

盗難保障特約 月払掛金 **100円**

盗難保障特約掛金

D □ 円

個人賠償責任共済の掛金額

火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

個人賠償責任共済 月払掛金 **200円**

個人賠償責任共済掛金

E □ 円

借家人賠償責任特約の掛金額

賃貸住宅にお住まいで、火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にセットできます。

オ ÷10万円

1口あたりの月払掛金

前ページのオを
口数に換算

d	×	木造構造 4円
□		鉄骨・耐火構造 2円
		マンション構造 1.5円

※50口～400口の2口単位(偶数)にてお申し込みください。

借家人賠償責任特約掛金

F □ 円

4 合計掛金を計算します。

あなたの合計掛金額(月払掛金)

(**A** + **B** + **C** + **D** + **E** + **F**)

円

ご契約のてびき

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除きます。）・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」といいます。）までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・住まいの共済の事業規約・細則は当会のホームページ（<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>）よりご参照ください。

■ご契約のしおりのご案内

※当会では、ご契約者の皆さまへ「契約上の大切な事柄を分かりやすくご説明する資料」として、「ご契約のしおり」を作成しております。「ご契約のしおり」は、当会ホームページに掲載しておりますので、パソコンやスマートフォン等から、いつでも簡単に閲覧いただけます。

※「ご契約のしおり」に記載があつても、ご加入の団体では取り扱いのない特約等があります。詳しくは所属の団体を通じて当会までお問い合わせください。

「ご契約のしおり」検索方法



こくみん共済 coop
ホームページ
サイト内検索（画面の右上）
しおり で検索



スマートフォン・
タブレットから



●必要なときに、いつでも閲覧が可能です
(「ご契約のしおり」データは保存・印刷することも可能です)。

●「共済商品名」「保障開始年月」で該当の
「ご契約のしおり」を検索できます。

契約概要 ご契約に際して特に確認いただきたい事項 注意喚起情報 ご契約に際して特に注意していただきたい事項

共済商品名称と該当する事業規約・細則

商品名	事業規約・細則	
住まいの共済	火災共済 自然災害共済	風水害等給付金付火災共游 自然災害共済 個人賠償責任共済

用語の説明

【契約者】当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となることが必要です。

【配偶者】法律上の婚姻関係にある方、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）をいいます。内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいい、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

【生計を一にする（同一生計）】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。

【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。

【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【床上浸水】居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます）から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

住まいの共済

契約概要

●契約の引受団体と契約の方法

1. 契約の引受団体

全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）

2. 契約の方法

契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。

●掛金について

1口あたりの掛金および特約の掛金は、このリーフレットの前記「住宅・家財の必要保障額と掛金の計算」をご確認ください。

●初回掛金の払込方法について

所属する団体により異なります。詳しくは当会までお問い合わせください。

●共済期間と契約の更新について

共済期間は1年です。ただし、共済期間の中途で加入される場合は、次に到来する団体との協定で定めた日までとなります。更新方法は所属する団体により異なります。所属の団体を通じて当会までお問い合わせください。なお、事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保

障内容等を変更することがあります（後記・注意喚起情報「●規約および細則の変更について」をご確認ください）。

注意喚起情報

●クーリングオフについて

申込者（共済契約者（以下「契約者」））は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、共済の目的（保障の対象）の所在地（火災共済・自然災害共済の場合）、主たる被共済者の氏名（個人賠償責任共済の場合）、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

●告知義務（加入申込書の記入上の注意事項）

1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問事項について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名または押印（契約者印欄のある申込書の場合）してください。

2. 申込書の内容および質問事項の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または申込者（契約者）に通知します。

3. 申込者（契約者）が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問事項への回答日）とします。

●契約の成立と効力の発生について

契約が成立し、保障が開始される日時は所属する団体により異なります。所属の団体を通じて当会までお問い合わせください。

●2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

払込期日の翌日から1ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

●共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

●規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページ

ジへの掲載やその他の方法により周知します。

●共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

●詐欺等による契約の取り消しについて

契約者（個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者）または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。

●掛け金の保険料控除について

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛け金は、地震保険料控除の対象となります。

住まいの共済（個人賠償責任共済除く）

契約概要

●共済商品のしくみ

■火災共済

ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

1. 契約方法

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

※住宅は400口（4,000万円）、家財は200口（2,000万円）までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数（2口単位）で加入できます。

※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額（口数）でご加入ください。

2. 保障の対象とすることのできる住宅・家財

(1) 住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

<事務所・店舗等併用住宅の扱いについて>

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

ア. 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合

イ. 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

ウ. 次の用途を兼ねる住宅

・常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ピアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

●共済金のお支払いなどについて

詳細な共済金額については、このリーフレットの前記「火災共済の保障内容」「自然災害共済の保障内容」「特約の保障内容」をご確認ください。

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

■火災共済について

(2) 家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。

(3) 保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）

①通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など

②事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など

③稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など

④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑤空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財

⑥法人名義の住宅

■借家人賠償責任特約

火災共済（基本契約）にセットして加入できます。借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災・破裂・爆発・漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

1. 契約方法

火災共済（家財）に30口以上加入し、下記の（1）～（3）のすべてに該当する場合に加入できます。

（1）借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき

（2）借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき

（3）借用住宅の借主（被共済者）と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用賃借契約がされているとき

※被共済者は共済契約関係者でなければなりません。

■類焼損害保障特約

火災共済にセットして加入できます。契約している住宅から発生した火災・破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。

1. 契約方法

火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。

※1物件に1契約とします。

■盗難保障特約

火災共済にセットして加入できます。盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障の対象です）。

1. 契約方法

火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。

※自然災害共済に加入している場合は加入できません。

■自然災害共済

ご契約の住宅や家財に地震・風水害・盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

1. 契約方法

火災共済にセットして加入できます（火災共済と同口数で加入してください）。加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかです（住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください）。

2. 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

3. 火災共済との関係

火災共済が無効・取り消しになったときは、自然災害共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が共済期間の中途において終了したときにも同時に終了します。

●共済金のお支払いなどについて

詳細な共済金額については、このリーフレットの前記「火災共済の保障内容」「自然災害共済の保障内容」「特約の保障内容」をご確認ください。

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

■火災共済について

共済金の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）	共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）
火災等共済金	保障の対象に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接 加害行為（損害額5万円以上）、他人の住居から の水ぬれ、消防作業による冠水・破壊、他人の車 両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 発効日以前に生じた損害 2. 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり 3. 契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人

風水害等共済金★	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の1.または2.に該当する場合 1.住宅の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損害を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます） 2.住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風（竜巻含む）、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ	またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失 4.保障の対象である家財（持ち出し家財を除きます）が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故 5.火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難 6.置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の事故 7.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等 8.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 9.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 10.9.以外の放射線照射または放射能汚染 11.7.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大 12.発生原因がいかなる場合でも、7.～10.の事由による事故の延焼または拡大 13.7.～10.の事由に伴う秩序の混乱 14.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金）
持ち出し家財共済金（家財契約がある場合）	持ち出し家財について、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において火災等による損害が生じた場合	
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合	
失火見舞費用共済金	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合	
水道管凍結修理費用共済金（住宅の加入口数20口以上の場合）	保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊（パッキングのみの損壊を除きます）し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合	
バルコニー等修繕費用共済金（住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ）	保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合	
漏水見舞費用共済金（マンション構造のみ）	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故（火災、破裂・爆発は除きます）を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合	
修理費用共済金★（マンション構造のみ）	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合	
住宅災害死亡共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	
風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合 1.風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2.風呂釜が使用不能になったとき	
付属建物等風水害共済金★（住宅の加入口数20口以上の場合）	風水害等により保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合	

■特約について

特約の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）	共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）
借家人賠償責任特約	借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	1.次のいずれかの事由により生じた損害 (1) 契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意 (2) 契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図 (3) 借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事 (4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等または地震等 (5) 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」1.8.～10. (6) (4) および(5)の事由により発生した事故の延焼または拡大 (7) 発生原因がいかなる場合でも、(4) および(5)の事由による事故の延焼または拡大 (8) (4) および(5)の事由に伴う秩序の混乱 2.次の損害賠償責任を負担することにより被った損害 (1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 (2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

類焼損害保障特約	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅内から発生した火災、破裂・爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 共済契約関係者またはこれらの人法定代理人の故意 2. 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます） 3. 類焼保障被共済者でない人が類焼損害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その人またはその人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 4. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」1.7.～13. など
盗難保障特約	盗難により家財に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	次のいずれかの事由により生じた損害 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」1.3.4.7.～13.および自然災害共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」の2.～4.

■自然災害共済について

共済金の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）	共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）
風水害等共済金★	保障の対象に風水害等による損害が生じ、次の1.～3.に該当する場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます） 1. 住宅の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます） 2. 家財の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます） 3. 住宅が床上浸水を被った場合	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」1.～4. 2. 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難 3. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難 4. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難 5. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」8.～10.の事由、8.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8.～10.の事由による事故の延焼または拡大、および8.～10.の事由に伴う秩序の混乱 6. 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害（地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金） 7. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの（傷害費用共済金） 8. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・扉・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金） など
盗難共済金	盗難により次の1.～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1. 保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2. 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3. 保障の対象である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたす場合 (1) 共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと (2) 盗取にあつた預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと	
地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合 ※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊	
地震等特別共済金 (住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合)	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合	
付属建物等特別共済金★ ※大型タイプのみ (住宅の加入口数20口以上の場合)	保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物が次の1.または2.に該当する場合 1. 風水害等による損害額が10万円を超える場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます） 2. 地震等による損害額が20万円を超える場合	
傷害費用共済金★	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合	

<自然災害共済の共済金が削減される場合>

1. 自然災害共済は、当会・交運共済・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。
1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずに支払っています。

(1) 風水害等の総支払限度額…600 億円

※この額は、1900 年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である 1959 年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

(2) 地震等の総支払限度額…5,500 億円

※この額は、1900 年以降に発生した過去の地震等（2011 年の東日本大震災を含みます。1923 年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震^(注)のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923 年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

(注) 南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

2. 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1. にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
3. 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

●共済金受取人

1. 共済金受取人は契約者です。
 2. 1.にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人とします。
 3. 共済金受取人が 2 人以上あるときは、代表者 1 人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
- ※共済金受取人は、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

注意喚起情報

●契約の解約・消滅

1. 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
2. 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - (1) 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - (2) 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の 70% 以上を損壊、焼失または流失したとき

●契約の無効

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

■火災共済

1. 保障の対象が発効日または更新日において、契約概要「●共済商品のしくみ ■火災共済 2. 保障の対象とすることのできる住宅・家財」の範囲外のとき
2. 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅について、70% 以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
3. 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、契約概要「●共済商品のしくみ ■借家人賠償責任特約 1. 契約方法」のいずれかを満たしていないとき
4. 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
5. 住宅 1 棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき（類焼損害保障特約）
6. 同一の契約者により同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき（盗難保障特約）
7. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき

■自然災害共済

1. 火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
2. 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約。ただし、更新契約または中途変更の場合は、増額部分とします。
3. 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分
4. 上記 ■火災共済の 1. 2. 4. 7.

■契約が無効の場合

1. 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
2. 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返します。

●保障の重複について

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外のご契約ですでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

類焼損害保障特約・盗難保障特約・借家人賠償責任特約

●契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人（借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき

*1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められることがあります。

4. 前記 1. ~ 3. までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

5. 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。なお、当該契約の未経過共済期間（1 カ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返します。

※前記 3. の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

●契約内容に関する届け出

契約者は次の場合、当会へ連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

■火災共済・自然災害共済

1. 氏名や住所が変更となった場合（指定代理請求人を含む）
2. 火災共済、自然災害共済、個人賠償責任共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
3. 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
4. 30 日以上空家または無人にするとき
5. 保障の対象を移転または変更するとき
6. 保障の対象である住宅の滅失、解体、譲渡、または保障の対象である家財を収容する住宅の滅失、解体したとき
7. この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
8. 保障の対象が、契約概要「●共済商品のしくみ ■火災共済 2. 保障の対象とすることのできる住宅・家財」の範囲外になったとき
9. 同居家族の人数が変わったとき
10. 契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することができます。

●他の共済・保険などに加入している場合の共済金の支払いについて

当会の火災共済（セットしている特約を含みます）、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、

それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

ご注意 保障開始日・変更日以前の風水害・地震等によって損害があった場合、その損害を修理していない箇所は保障の対象とはなりません。

個人賠償責任共済

契約概要

●契約について

火災共済（30口以上加入している場合）にセットして加入できます。共済期間は、個人賠償責任共済をセットする契約（以下「付帯される契約」と同一とし、付帯される契約が終了（無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅）するとき、同時に終了します。※付帯される契約を変更する場合は、別途、お手続きが必要です（付帯される契約が終了する場合で、他にセットできる契約があっても、自動でセットすることはできません）。

●被共済者の範囲

損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方とします。なお、一契約で以下の被共済者の範囲に該当する方も保障の対象となります。

1. 主たる被共済者（＝火災共済の契約者）
 2. 主たる被共済者の配偶者
 3. 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族
 4. 主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
 5. 被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含みます）
- ※未婚とはこれまでに婚姻歴のないことをいいます。

●共済金をお支払いする場合

日本国内において次の1.や2.により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします（1回の事故につき上限3億円）。

1. 日常生活における偶然な事故
 2. 被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- ※上記とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用（当会が認めたもの）等をお支払いします。

※共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

注意喚起情報

●共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかの損害への賠償責任

1. 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
 2. 暴行または殴打に起因する損害
 3. 職務従事に起因する損害
 4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
 5. 心神喪失に起因する損害
 6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
 7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- など

●保障の重複について

当会および当会以外のご契約で、すでに同種の保障に入れているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります（それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません）。

※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、当会へ連絡してください。

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
2. 付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき

※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

●契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者または被共済者が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき

^{*1}「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

^{*2}「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

5. 契約者または主たる被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。なお、当該契約の未経過共済期間（1カ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の被共済者のみであるときは、その被共済者に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

【個人賠償責任共済の契約発効日が2023年5月31日までの契約の場合】

2023年5月31日までに発効（更新）した契約期間中の事故の場合、「被共済者の範囲」「共済金をお支払いする場合」は以下のとおりとなります。

●被共済者の範囲

被共済者の範囲は、主たる被共済者を中心とする次のいずれかの人とします。ただし、責任無能力者は含みません。

1. 主たる被共済者（＝火災共済の契約者）
 2. 主たる被共済者の配偶者
 3. 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族
 4. 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子
- ※損害の原因となった事故発生時において、被共済者の範囲に該当する方が保障の対象となります（同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません）。

※未婚とはこれまでに婚姻歴のないことをいいます。

●共済金をお支払いする場合

日本国内において次の1.または2.に該当する場合、被共済者が支払うべき損害賠償金を損害賠償共済金として支払います（1回の事故につき上限3億円）。

1. 被共済者が日常生活に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり物を壊したりしたことで法律上の賠償責任を負った場合
2. 主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故で法律上の賠償責任を負った場合

※上記とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用（当会が認めたもの）等をお支払いします。

※共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

お客様に関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客様からご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客様の特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○再共済(再保険)について

再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ

(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができます、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、效力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いたします。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、より満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくこ

とができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協)を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
(2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適當とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日(90日前)までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
(2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
(3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
(4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
(2) 死亡
(3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
① 3年間この組合の事業を利用しないとき
② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
(2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとすると組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えないなければならない。
(3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

全国の都道府県生協一覧

北海道推進本部 (北海道労働者共済生活協同組合)	青森推進本部 (青森県労働者共済生活協同組合)	岩手推進本部 (岩手県労働者共済生活協同組合)	宮城推進本部 (宮城県労働者共済生活協同組合)	秋田推進本部 (秋田県労働者共済生活協同組合)	山形推進本部 (山形県労働者共済生活協同組合)	福島推進本部 (福島県労働者共済生活協同組合)	新潟推進本部 (新潟県総合生活協同組合)
茨城推進本部 (茨城県労働者共済生活協同組合)	栃木推進本部 (栃木県労働者共済生活協同組合)	群馬推進本部 (群馬県労働者生活協同組合)	埼玉推進本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)	千葉推進本部 (千葉県労働者共済生活協同組合)	東京推進本部 (東京都労働者共済生活協同組合)	神奈川推進本部 (神奈川県労働者共済生活協同組合)	山梨推進本部 (山梨県労働者共済生活協同組合)
長野推進本部 (長野県労働者共済生活協同組合)	静岡推進本部 (静岡県労働者共済生活協同組合)	富山推進本部 (富山県労働者共済生活協同組合)	石川推進本部 (石川県労働者共済生活協同組合)	福井推進本部 (福井県労働者共済生活協同組合)	愛知推進本部 (愛知県労働者共済生活協同組合)	岐阜推進本部 (岐阜県労働者共済生活協同組合)	三重推進本部 (三重県労働者共済生活協同組合)
滋賀推進本部 (滋賀県労働者共済生活協同組合)	奈良推進本部 (奈良県労働者共済生活協同組合)	京都推進本部 (京都府労働者共済生活協同組合)	大阪推進本部 (大阪府労働者共済生活協同組合)	和歌山推進本部 (和歌山県労働者共済生活協同組合)	兵庫推進本部 (兵庫県労働者共済生活協同組合)	島根推進本部 (島根県労働者共済生活協同組合)	鳥取推進本部 (鳥取県労働者共済生活協同組合)
岡山推進本部 (岡山県労働者共済生活協同組合)	広島推進本部 (広島県労働者共済生活協同組合)	山口推進本部 (山口県共済生活協同組合)	徳島推進本部 (徳島県共済生活協同組合)	香川推進本部 (香川県労働者共済生活協同組合)	愛媛推進本部 (愛媛県共済生活協同組合)	高知推進本部 (高知県労働者共済生活協同組合)	福岡推進本部 (福岡県労働者共済生活協同組合)
佐賀推進本部 (佐賀県労働者共済生活協同組合)	長崎推進本部 (長崎県労働者生活協同組合)	熊本推進本部 (熊本県労働者共済生活協同組合)	大分推進本部 (大分県労働者総合生活協同組合)	宮崎推進本部 (宮崎県共済生活協同組合)	鹿児島推進本部 (鹿児島県労働者共済生活協同組合)	沖縄推進本部 (沖縄県共済生活協同組合)	

お問い合わせ先

所属の団体までお問い合わせください。

「こくみん共済 coop」は、1957年9月に誕生した営利を目的としない保障(共済商品)の「生協」です。たすけあいの輪を広げ、「豊かで安心できる社会づくり」に取り組んでいます。

防災・減災活動

環境保全活動

子どもの健全育成活動

詳しくはホームページへ
<https://www.zenrosai.coop>

こくみん共済 coop 検索

地震・液状化・浸水の可能性など
「お住まいのリスク」がすぐ分かる!

こくみん共済 coop お住まいの 地盤診断 サービス

住所を入力
するだけ!
診断は
こちら

こくみん共済 coop 地盤診断

当会ホームページのサイト内検索

[地盤診断]からもアクセスできます。



「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済 coop

全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいから生まれた保障の生協です。「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。